



SuMi TRUST年金ニュース



(平成29年12月22日)

三井住友信託銀行 年金企画部

確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連省令の公布

平成29年12月22日、確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連省令が公布されました。

I. 概要

公布された省令は、平成28年5月24日に可決・成立した確定拠出年金法等の改正に関して、施行日が平成30年5月1日とされている改正事項に係るものです。

確定給付企業年金制度に関しては、DB・DC・中退共制度間における「制度間ポータビリティの拡充」及び「中途脱退者の定義の変更」に関する事項が、確定拠出年金制度に関しては「簡易型DC・中小事業主掛金納付制度の創設」及び「運用商品の上限数設定（35本）」に関する事項等が規定されています。

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の概要については、[平成28年5月24日付SuMi TRUST年金ニュース](#)にてご案内しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

<省令>

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成29年省令第134号）

http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_171222kanpo.pdf

<パブリックコメントの結果公示>

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170186&Mode=2>

II. (ご参考) 確定給付企業年金に関する改正事項の概要・・・平成30年5月1日施行

	現行	改正後																																												
①企業年金間のポータビリティの緩和	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">移換先制度</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">移換元制度</th> <th></th> <th>DB</th> <th>企業型DC</th> <th>個人型DC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DB</td> <td>○</td> <td>○ (※1)</td> <td>○ (※1)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可</p>	移換先制度					移換元制度		DB	企業型DC	個人型DC	DB	○	○ (※1)	○ (※1)	企業型DC	×	○	○	個人型DC	×	○	—	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">移換先制度</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">移換元制度</th> <th></th> <th>DB</th> <th>企業型DC</th> <th>個人型DC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DB</td> <td>○ (※2)</td> <td>○ (※1、※2)</td> <td>○ (※1、※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可 ※2：③の変更有</p>	移換先制度					移換元制度		DB	企業型DC	個人型DC	DB	○ (※2)	○ (※1、※2)	○ (※1、※2)	企業型DC	○	○	○	個人型DC	○	○	—
移換先制度																																														
移換元制度		DB	企業型DC	個人型DC																																										
	DB	○	○ (※1)	○ (※1)																																										
	企業型DC	×	○	○																																										
	個人型DC	×	○	—																																										
移換先制度																																														
移換元制度		DB	企業型DC	個人型DC																																										
	DB	○ (※2)	○ (※1、※2)	○ (※1、※2)																																										
	企業型DC	○	○	○																																										
	個人型DC	○	○	—																																										
②中退共と企業年金間のポータビリティの緩和	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移換元</th> <th>移換先</th> <th>移換の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中退共</td> <td>DB</td> <td>○ (※1)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○ (※1)</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>DB</td> <td rowspan="3">中退共</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中小企業でなくなった場合</p> <p>【補足説明】 「中小企業でなくなった場合」に限り、以下の移換が可能 ・中退共 → DB ・中退共 → 企業型DC</p>	移換元	移換先	移換の可否	中退共	DB	○ (※1)	企業型DC	○ (※1)	個人型DC	×	DB	中退共	×	企業型DC	×	個人型DC	×	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移換元</th> <th>移換先</th> <th>移換の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中退共</td> <td>DB</td> <td>○ (※1、※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○ (※1、※2)</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>DB</td> <td rowspan="3">中退共</td> <td>○ (※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○ (※2)</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中小企業でなくなった場合 ※2：合併等の場合</p> <p>【補足説明】 左記に加えて、「合併等の場合」に限り以下の移換が可能 ・中退共 ⇄ DB ・中退共 ⇄ 企業型DC</p>	移換元	移換先	移換の可否	中退共	DB	○ (※1、※2)	企業型DC	○ (※1、※2)	個人型DC	×	DB	中退共	○ (※2)	企業型DC	○ (※2)	個人型DC	×										
移換元	移換先	移換の可否																																												
中退共	DB	○ (※1)																																												
	企業型DC	○ (※1)																																												
	個人型DC	×																																												
DB	中退共	×																																												
企業型DC		×																																												
個人型DC		×																																												
移換元	移換先	移換の可否																																												
中退共	DB	○ (※1、※2)																																												
	企業型DC	○ (※1、※2)																																												
	個人型DC	×																																												
DB	中退共	○ (※2)																																												
企業型DC		○ (※2)																																												
個人型DC		×																																												
③中途脱退者の定義の変更（移換対象者の範囲の拡大）	<p>・中途脱退者の定義は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途脱退者の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆DBの加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、DBの加入者期間が20年に満たない者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足説明】 「老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者」は、中途脱退者に含まれないため、他DB、DCへ脱退一時金相当額の移換不可</p>	中途脱退者の定義	◆DBの加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、DBの加入者期間が20年に満たない者	<p>・中途脱退者の定義は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途脱退者の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆DBの加入者の資格を喪失した者（脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足説明】 「老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者」についても、中途脱退者に含まれるため、他DB、DCへ脱退一時金相当額の移換可</p>	中途脱退者の定義	◆DBの加入者の資格を喪失した者（脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）																																								
中途脱退者の定義																																														
◆DBの加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、DBの加入者期間が20年に満たない者																																														
中途脱退者の定義																																														
◆DBの加入者の資格を喪失した者（脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）																																														

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581